

学校伝染病と出席停止期間について

聖徳学園小学校・聖徳幼稚園

【令和5年5月8日～】

学校保健安全法施行規則に規定されている学校伝染病に罹患した場合、病気の蔓延を防ぐため登校を控えていただきます。控えていただいている期間は出席停止となり、欠席扱いにはなりません。

登校の際には、医師の診断により治癒が証明された「登校許可書」を担任へ提出してください。登校許可書は、病院指定のものでも構いません。

* 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザにつきましては、保護者様に記入していただく登校許可書になります。

* 登校許可書は手数料がかかる場合がありますことご了承ください。

☆ 新型コロナウイルス感染症は、学校伝染病第1種から第2種に変更になりました。

	種類	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱・重症急性呼吸器症候群（SARS）・ジフテリア・ポリオ ペスト・天然痘・南米出血熱・ラッサ熱・新型インフルエンザなど	治癒するまで

	種類	出席停止期間
第2種	☆ 新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで (幼児は解熱後3日を経過するまで)
	百日咳	特有の咳が消失するまで。または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が消失するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふく)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風疹	発しんが消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により感染のおそれがないと認められるまで	

	種類	出席停止期間
第3種	腸管出血性大腸菌感染症・流行性結膜炎・急性出血性結膜炎・コレラ・腸チフス・細菌性赤痢・パラチフス	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症	出席停止期間
	溶連菌感染症	抗菌剤治療開始後24時間を経て全身症状が良ければ
	ウイルス性肝炎	A型・E型；肝機能正常化後、登校可 B型・C型；出席停止不要
	伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹のみで全身症状が良ければ登校可
	ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身症状が改善すれば登校可
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身症状が良ければ登校可
	手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身症状が改善すれば登校可
	感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身症状が改善されれば登校可
	伝染性膿痂疹（とびひ）	出席停止不要；プールは避ける
	伝染性軟属腫（水いぼ）	出席停止不要；多発発疹者はプールでのビート板は避ける
	アタマジラミ	出席停止不要；タオル・ブラシの共有は避ける